

2

令和3年第2回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案説明資料

令和3年7月30日

目 次

議第1号 東濃看護専門学校を設置及び管理に関する条例を 廃止するについて	・・・1
---	------

東濃看護専門学校を設置及び管理に関する条例を廃止する条例

1 改正趣旨

東濃看護専門学校閉鎖に向け、東濃看護専門学校を設置及び管理に関する条例を廃止するほか所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 東濃看護専門学校を設置及び管理に関する条例を廃止する（本則）。
- (2) 次の条例を廃止する（附則第2条）。
 - ア 東濃西部広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例
 - イ 東濃看護専門学校財政調整基金条例
- (3) 東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部改正（附則第3条）

職員の定数について、東濃看護専門学校の職員の区分を削り、合計を9人（改正前：22人）に改める（第2条関係）。
- (4) 東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正（附則第4条）

報酬等に係る非常勤の特別職職員のうち、東濃看護専門学校運営協議会委員を削る（別表関係）。
- (5) 東濃西部広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正（附則第5条）。

特殊勤務手当及び管理職手当の特例に係る規定を削る。（第3条及び第4条関係）。
- (6) 東濃西部広域行政事務組合特別会計条例の一部改正（附則第6条及び附則第7条）

東濃看護専門学校事業特別会計を廃止する（第1条及び第2条関係）。
- (7) 東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部改正（附則第8条及び附則第9条）。
 - ア 分担金の費用項目を修正する（第2条関係）。
 - イ 分担金の費用項目から東濃看護専門学校運営費負担金及び東濃西部看護師修学資金貸付事業負担金を削る（第2条関係）。

3 施行日

令和7年4月1日。ただし、(7)アは公布の日。